

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成28年10月20日(2016.10.20)

【公表番号】特表2015-536506(P2015-536506A)

【公表日】平成27年12月21日(2015.12.21)

【年通号数】公開・登録公報2015-080

【出願番号】特願2015-542715(P2015-542715)

【国際特許分類】

G 06 Q 50/30 (2012.01)

【F I】

G 06 Q 50/30

【手続補正書】

【提出日】平成28年8月31日(2016.8.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンピュータ実装される方法であって、

ソーシャル・ネットワーキング・システムが、前記ソーシャル・ネットワーキング・システムのユーザが1以上のサービス・プロバイダからのオファーを受信するためのサブスクリプションと、それぞれのユーザがどのように前記ソーシャル・ネットワーキング・システムにアクセスするかを記述する前記ユーザの各々の動作上のコンテキスト情報を維持する工程であって、前記オファーは、商品のオファー、サービスのオファー、ならびに商品およびサービスのオファーから成る群から選択される、工程と、

前記ソーシャル・ネットワーキング・システムが、複数のサービス・プロバイダからのオファーを受信するための前記ユーザの各々の適格性に関する情報を追跡する工程であって、前記複数のサービス・プロバイダは、前記ソーシャル・ネットワーキング・システムと、前記ソーシャル・ネットワーキング・システムとは別個の外部システムである少なくとも1つのサービス・プロバイダとを含む、工程と、

前記追跡に応答して、ユーザが前記複数のサービス・プロバイダのサブセットからオファーを受信するのに適格であると判定する工程であって、前記サブセットは、前記外部システムである前記少なくとも1つのサービス・プロバイダを含む、工程と、

前記ソーシャル・ネットワーキング・システムを通じて前記ソーシャル・ネットワーキング・システムの前記ユーザにグラフック・ユーザ・インターフェースを提示する工程であって、前記グラフック・ユーザ・インターフェースは、前記複数のサービス・プロバイダのサブセットをリスト表示しており、前記リスト表示は、前記複数のサービス・プロバイダの前記サブセットからのオファーについての情報と、前記オファーのサブスクリプションの価格情報を含む、工程と、

前記複数のサービス・プロバイダの前記サブセットのうちの1つの選択を前記ユーザから受信する工程であって、前記選択は、選択された前記サービス・プロバイダによって提供されるオファーのサブスクリプションを前記ユーザにサブスクライブする、工程と、

前記ユーザの動作上のコンテキスト情報を選択された前記サービス・プロバイダに提供する工程と、

前記サブスクリプションに応じて、前記オファーへのアクセスを前記ソーシャル・ネットワーキング・システムを通じて前記ユーザに提供する工程であって、前記オファーへの

前記アクセスは、前記動作上のコンテキスト情報にカスタム化され、前記ユーザによる前記オファーの消費レベルによって制限される、工程と、

前記ソーシャル・ネットワーキング・システムが、選択された前記サービス・プロバイダから前記オファーの受信を継続するように前記ユーザの適格性に関する情報を求める要求を選択された前記サービス・プロバイダから受信する工程と、

前記適格性に関する情報が、前記サブスクリプションの一部として前記ユーザが前記オファーへのアクセスを有することを継続するのに適格であると識別することを、前記ユーザによる前記消費レベルがしきい値よりも低いことに一部基づいて判定する工程と、

受信した前記要求に応答して、前記ユーザが前記オファーへのアクセスを有することを継続するのに適格であると前記判定に基づいて識別する前記適格性に関する情報を、選択された前記サービス・プロバイダに提供する、提供工程と、

前記ユーザが前記オファーへのアクセスを継続するのに適格であると判定されたことを示す前記適格性に関する情報に基づいて、前記ソーシャル・ネットワーキング・システムを通じて前記サブスクリプションに応じた前記オファーに対する継続したアクセスを前記ユーザに提供する、工程と、を備える、方法。

#### 【請求項 2】

前記提供工程は、前記オファーの少なくとも一部が前記ユーザに提供される前に実施される、請求項 1 に記載の方法。

#### 【請求項 3】

前記提供工程は、周期的に実施される、請求項 1 に記載の方法。

#### 【請求項 4】

前記ユーザによる前記オファーの消費レベルを追跡する工程をさらに備える、請求項 1 に記載の方法。

#### 【請求項 5】

前記ユーザに、選択された前記サービス・プロバイダによるアカウントをアップグレードすることを要求する工程をさらに備える、請求項 1 に記載の方法。

#### 【請求項 6】

前記ユーザによる前記消費レベルに基づいて、前記ユーザにプロモーションを提供する工程をさらに備える、請求項 1 に記載の方法。

#### 【請求項 7】

前記プロモーションは、電子メール、ストーリ、バッジ、および参照のうちの少なくとも 1 つを含む、請求項 6 に記載の方法。

#### 【請求項 8】

前記ユーザによる前記オファーの選択に関する情報を受信する工程をさらに備える、請求項 1 に記載の方法。

#### 【請求項 9】

選択された前記サービス・プロバイダは、音楽、コンテンツ、およびゲームのうちの少なくとも 1 つを提供する、請求項 1 に記載の方法。

#### 【請求項 10】

前記オファーに対する前記ユーザの支払情報を受信する工程をさらに備える、請求項 1 に記載の方法。

#### 【請求項 11】

前記オファーに対する前記ユーザの支払情報を維持する工程をさらに備える、請求項 1 に記載の方法。

#### 【請求項 12】

前記ユーザによるサブスクリプションの条件に関して要求された変更を受信する工程をさらに備える、請求項 1 に記載の方法。

#### 【請求項 13】

前記提供工程は、ソーシャル・ネットワーキング・システムによって実施される、請求項 1 に記載の方法。

**【請求項 14】**

選択された前記サービス・プロバイダのアプリケーションをモバイル・コンピューティング・デバイスにインストールするための通知を、前記ユーザに提供する工程をさらに備える、請求項1に記載の方法。

**【請求項 15】**

前記オファーは、前記ユーザによる前記オファーの購入、前記サービス・プロバイダからの無料トライアルの提案の受信、選択された前記サービス・プロバイダの広告の転換、および前記ソーシャル・ネットワーキング・システムの別のユーザから前記ユーザへの前記オファーのギフトから成る群から選択される、請求項1に記載の方法。

**【請求項 16】**

前記サブスクリプションは、特定の量の時間に対する前記オファーへのアクセスのためのものであり、前記しきい値は、前記特定の量の時間を超えない量の時間である、請求項1に記載の方法。

**【請求項 17】**

コンピュータ実行形式の命令を記憶する非一時的コンピュータ記憶媒体であって、実行されるときに、

ソーシャル・ネットワーキング・システムが、前記ソーシャル・ネットワーキング・システムのユーザが1以上のサービス・プロバイダからのオファーを受信するためのサブスクリプションと、それぞれのユーザがどのように前記ソーシャル・ネットワーキング・システムにアクセスするかを記述する前記ユーザの各々の動作上のコンテキスト情報を維持する工程であって、前記オファーは、商品のオファー、サービスのオファー、ならびに商品およびサービスのオファーから成る群から選択される、工程と、

前記ソーシャル・ネットワーキング・システムが、複数のサービス・プロバイダからのオファーを受信するための前記ユーザの各々の適格性に関する情報を追跡する工程であって、前記複数のサービス・プロバイダは、前記ソーシャル・ネットワーキング・システムと、前記ソーシャル・ネットワーキング・システムとは別個の外部システムである少なくとも1つのサービス・プロバイダとを含む、工程と、

前記追跡に応答して、ユーザが前記複数のサービス・プロバイダのサブセットからオファーを受信するのに適格であると判定する工程であって、前記サブセットは、前記外部システムである前記少なくとも1つのサービス・プロバイダを含む、工程と、

前記ソーシャル・ネットワーキング・システムを通じて前記ソーシャル・ネットワーキング・システムの前記ユーザにグラフック・ユーザ・インタフェースを提示する工程であって、前記グラフック・ユーザ・インタフェースは、前記複数のサービス・プロバイダのサブセットをリスト表示しており、前記リスト表示は、前記複数のサービス・プロバイダの前記サブセットからのオファーについての情報と、前記オファーのサブスクリプションの価格情報を含む、工程と、

前記複数のサービス・プロバイダの前記サブセットのうちの1つの選択を前記ユーザから受信する工程であって、前記選択は、選択された前記サービス・プロバイダによって提供されるオファーのサブスクリプションを前記ユーザにサブスクライブする、工程と、

前記ユーザの動作上のコンテキスト情報を選択された前記サービス・プロバイダに提供する工程と、

前記サブスクリプションに応じて、前記オファーへのアクセスを前記ソーシャル・ネットワーキング・システムを通じて前記ユーザに提供する工程であって、前記オファーへの前記アクセスは、前記動作上のコンテキスト情報にカスタム化され、前記ユーザによる前記オファーの消費レベルによって制限される、工程と、

選択された前記サービス・プロバイダから前記オファーの受信を継続するように前記ユーザの適格性に関する情報を求める要求を選択された前記サービス・プロバイダから受信する工程と、

前記適格性に関する情報が、前記サブスクリプションの一部として前記ユーザが前記オファーへのアクセスを有することを継続するのに適格であると識別することを、前記オフ

アの前記ユーザによる前記消費レベルがしきい値よりも低いことに一部基づいて判定する工程と、

受信した前記要求に応答して、前記ユーザが前記オファーへのアクセスを有することを継続するのに適格であると前記判定に基づいて識別する前記適格性に関する情報を、選択された前記サービス・プロバイダに提供する、提供工程と、

前記ユーザが前記オファーへのアクセスを継続するのに適格であると判定されたことを示す前記適格性に関する情報に基づいて、前記ソーシャル・ネットワーキング・システムを通じて前記サブスクリプションに応じた前記オファーに対する継続したアクセスを前記ユーザに提供する、工程と、を備えるコンピュータ実装される方法を、ソーシャル・ネットワーキング・システムに実施させる、記憶媒体。

**【請求項 18】**

少なくとも 1 つのプロセッサと、

命令を記憶するメモリと、を備え、前記命令は、

ソーシャル・ネットワーキング・システムのユーザが 1 以上のサービス・プロバイダからのオファーを受信するためのサブスクリプションと、それぞれのユーザがどのように前記ソーシャル・ネットワーキング・システムにアクセスするかを記述する前記ユーザの各々の動作上のコンテキスト情報を維持する工程であって、前記オファーは、商品のオファー、サービスのオファー、ならびに商品およびサービスのオファーから成る群から選択される、工程と、

前記ソーシャル・ネットワーキング・システムが、複数のサービス・プロバイダからのオファーを受信するための前記ユーザの各々の適格性に関する情報を追跡する工程であって、前記複数のサービス・プロバイダは、前記ソーシャル・ネットワーキング・システムと、前記ソーシャル・ネットワーキング・システムとは別個の外部システムである少なくとも 1 つのサービス・プロバイダとを含む、工程と、

前記追跡に応答して、ユーザが前記複数のサービス・プロバイダのサブセットからオファーを受信するのに適格であると判定する工程であって、前記サブセットは、前記外部システムである前記少なくとも 1 つのサービス・プロバイダを含む、工程と、

前記ソーシャル・ネットワーキング・システムを通じて前記ソーシャル・ネットワーキング・システムの前記ユーザにグラフック・ユーザ・インターフェースを提示する工程であって、前記グラフック・ユーザ・インターフェースは、前記複数のサービス・プロバイダのサブセットをリスト表示しており、前記リスト表示は、前記複数のサービス・プロバイダの前記サブセットからのオファーについての情報と、前記オファーのサブスクリプションの価格情報を含む、工程と、

前記複数のサービス・プロバイダの前記サブセットのうちの 1 つの選択を前記ユーザから受信する工程であって、前記選択は、選択された前記サービス・プロバイダによって提供されるオファーのサブスクリプションを前記ユーザにサブスクライブする、工程と、

前記ユーザの動作上のコンテキスト情報を選択された前記サービス・プロバイダに提供する工程と、

前記サブスクリプションに応じて、前記オファーへのアクセスを前記ソーシャル・ネットワーキング・システムを通じて前記ユーザに提供する工程であって、前記オファーへの前記アクセスは、前記動作上のコンテキスト情報にカスタム化され、前記ユーザによる前記オファーの消費レベルによって制限される、工程と、

選択された前記サービス・プロバイダから前記オファーの受信を継続するように前記ユーザの適格性に関する情報を求める要求を選択された前記サービス・プロバイダから受信する工程と、

前記適格性に関する情報が、前記サブスクリプションの一部として前記ユーザが前記オファーへのアクセスを有することを継続するのに適格であると識別することを、前記オファーの前記ユーザによる前記消費レベルがしきい値よりも低いことに一部基づいて判定する工程と、

受信した前記要求に応答して、前記ユーザが前記オファーへのアクセスを有することを

継続するのに適格であると前記判定に基づいて識別する前記適格性に関する情報を、選択された前記サービス・プロバイダに提供する、提供工程と、

前記ユーザが前記オファーへのアクセスを継続するのに適格であると判定されたことを示す前記適格性に関する情報に基づいて、前記ソーシャル・ネットワーキング・システムを通じて前記サブスクリプションに応じた前記オファーに対する継続したアクセスを前記ユーザに提供する、工程と、を実施するよう、前記少なくとも1つのプロセッサに命令するように構成される、システム。